社会保険労務士法人パートナーズメニュー Jun. 2025

ニュースレター 2025 年 6 月号



OFFICE PARTNERS MENU JOURNAL

退職代行への 対応策を考える

注目トピックス

01 | 退職代行への対応策を考える

近年、「退職代行サービス」が急速に広まり、社会でその是非が議論されています。以下、退職代行の内容と 企業が取るべき対応策について解説します。

特集

02 中小企業(従業員数50人未満)のストレスチェック義務化について

2025 年 5 月改正労働安全衛生法案が可決され、今後従業員数 50 人未満の会社にもストレスチェック制度の実施が義務化される見通しとなりました。

03 | 外国人雇用の基本

労働力不足を背景に、外国人労働者を雇用する企業が 年々増加しています。外国人雇用の基本的事項につい て解説します。

話題のビジネス書をナナメ読み

04 | ゆるストイック(ダイヤモンド社)

がむしゃらにも、気楽すぎる生き方にも違和感がある 方はいつの時代も少なくないものです。社会の変化を 読み解き、自分らしく静かに前進する「新しい努力の 形」を一緒に見ていきましょう。

社会保険労務士法人パートナーズメニュー

より

05 | お問い合わせについて

06 | 近況報告

経営診断ツール

07 | 日常で使えるストレスチェックシート

退職代行への 対応策を考える

はじめに

退職代行は、労働者が会社に退職の意思を伝える場面で、 第三者がその橋渡し役を担うサービスです。退職者の精神的負担の軽減メリットがある一方で、辞めることすら 自分で言えない気の弱さを非難する意見も挙がっています。以下、退職代行についての解説と企業の対応策に ついて紹介します。

退職代行の種類

退職代行サービスには、主に**弁護士**が運営する「法的対応が可能なもの」と、**弁護士資格のない業者**が提供する「通知代行のみ」のものが存在します。後者は法的交渉ができず、単に「退職の意思を伝える」にとどまります。

労働者側のメリット

無期雇用の労働者は、民法第 627 条により原則 2 週間前の通知で退職が可能です。それにもかかわらず退職代行を利用する労働者側の心理として、以下のメリットが挙げられます。

【精神的負担軽減】

直接対面を避けられるため、退職交渉のストレスを軽減できます。また、慰留や引き留めの際のハラスメントの回避が可能です。

【金銭等の交渉】

弁護士による退職代行の場合、退職日までの有給休暇 の取得や、未払い残業代の請求など金銭等の交渉を任 せることができます。

企業側の課題とリスク

企業にとって退職代行は、突然の退職連絡が来ることに よる混乱を招くほか、以下のような課題が発生します。 近年、「退職代行サービス」が急速に広まり、社会で是非が議論されています。以下、退職代行の内容と企業が取るべき対応 策について解説します。

【業務引き継ぎの不足】

突然退職されることで、現場の負担が増大します。

【法的対応の複雑化】

非弁護士の業者が違法な交渉を持ち掛けてくるケース もあり、法務面での慎重な対応が必要です。

職場改善への活用

退職代行利用による退職者の発生は企業にとって望ま しいものではないかもしれません。ただしこれに感情的 な反応をせず、冷静な対応を心がけてください。また、 退職代行を単なる個別案件にとどめず、職場環境全体を 見直すきっかけと捉えることもできます。特に以下の対 策は、以後の離職トラブルの未然防止に役立ちます。

【ハラスメント対策の強化】

退職代行利用が特定の部署で繰り返し起こるようであれば、上司や同僚からのハラスメントの可能性を考えましょう。普段の声がけが高圧的すぎたり、感情的な指導をしたりしていないかを確認しましょう。

【退職面談の実施】

退職面談とは、人事担当者等が退職を決めた労働者に対して行う面談です。慰留や非難をせずに、退職に至った経緯や組織の改善意見、苦情などをインタビューします。安全を確保するために、本人が望まない情報を保護するように気をつけます。

キャリアビジョンを提示する

退職代行利用による退職者が発生する理由は一概には 言えませんが、「その企業で頑張る理由が見出せない」 ことも、その一つではないでしょうか。組織としては、 その職場で働くことでどのようなスキルが身に付くか を明確にし、労働者が将来的に「この企業にいて良かっ た」と思えるキャリアビジョンの提示が重要です。

中小企業(従業員数50人未満)のストレスチェック義務化について

2025年5月改正労働安全衛生法案が可決され、今後従業員数50人未満の会社にもストレスチェック制度の実施が義務化される見通しとなりました。

はじめに

ストレスチェック制度は2015年12月より、従業員数50人以上の会社に義務付けられてきましたが、50人未満の会社については努力義務とされていました。しかし、近年の精神障害による労災認定件数の増加や、長時間労働、パワーハラスメントなどを背景とするメンタルヘルス不調者が増加しています。これを受け、従業員数50人未満の会社も義務化の対象となる見通しとなりました。具体的な内容について解説します。

ストレスチェックとは

ストレスチェックは、労働者の心理的負担の状況を把握する目的で、年1回以上実施することが労働安全衛生法で義務付けられています。医師・保健師などの実施者が質問票(質問項目例は下記の通り)を用いて行い、結果は本人に直接通知されます。

高ストレスと判定された労働者が希望した場合は、医師 との面接指導を実施し、必要に応じて職場環境の改善措 置を講じる必要があります。

主な質問項目の例(簡易調査票より抜粋)

【仕事の負担・量】

- ・ 仕事の量が多すぎると感じる
- ・ 時間内に仕事を終えるのが難しい

【職場の人間関係】

- ト司から十分に支援を受けている
- ・ 職場で孤立していると感じる

【仕事のやりがい】

- ・ 自分の仕事に満足している
- ・ 仕事が社会に役立っていると感じる

【身体・精神の反応】

- 最近、眠れないことがある
- ・ 気分が落ち込む日が多い

今回の法改正では、企業規模を問わずすべての事業場において、ストレスチェックの実施義務化が盛り込まれています。50 人未満事業場への導入は 2028 年まで段階的に進められるとされています。

ストレスチェック実施の課題

【 実施コストとリソース 】

ストレスチェックは、医師や保健師などの専門職による 実施体制が必要です。しかし、産業医が配置されていな い事業場では外部委託が前提となるため、費用負担や事 務負担が中小企業にとって重い点が懸念されています。

また人手が十分でないために、ストレスチェックの結果 を受けても配置転換ができないなどの問題も予想され ています。

【個人情報保護】

中小規模の事業場では、従業員数が少ないがゆえに、ストレスチェックの結果から個人が特定されやすくなるという問題があります。たとえば「高ストレス者が1人」と判定された場合、実質的に誰かが容易に推察される環境も少なくありません。

このような状況下で、産業医面談の勧奨や職場改善の措置を進めようとすると、プライバシーの侵害や人間関係の悪化につながるリスクがあり、結果として制度そのものが運用しづらくなる可能性があります。

継続的なストレスチェックを

高ストレス状態になった労働者には、「身だしなみの乱れ」や「遅刻の増加」などの変化が起こると言われています。今回のストレスチェックの義務化によらずとも、 普段から異変を早期に察知できるような観察や声かけを管理者は意識していきましょう。

外国人雇用の基本

労働力不足を背景に、外国人労働者を雇用 する企業が年々増加しています。外国人雇 用の基本的な制度等について解説します。

はじめに

日本に在留する外国人には、それぞれ「在留資格(ビザ)」が付与されており、この資格によって「就労可能か」「どのような職種で働けるか」が厳格に定められています。この確認を怠って外国人を雇用すると、雇用主側にも刑事・行政上の責任が及びます。以下、外国人雇用の基本的な制度について解説します。

在留資格

在留資格は大きく以下の3つに分類されます。

- ① 就労が可能な在留資格(例:技術・人文知識・国際業務、技能、特定技能)→職種が限定されており、指定された範囲外での労働は不可
- ② **就労が原則不可の在留資格**(例:留学、家族滞在)
 → 後述の「資格外活動許可」を得ることで、一部の
 就労が可能になる
- ③ **就労制限のない在留資格**(例:永住者、日本人の配偶者等、定住者)→ 職種に制限なく、一般の日本人と同様に就労が可能

企業が外国人を雇用する際は、在留カードやパスポート の確認を通じて、就労可能な資格かどうかを必ず確認す る必要があります。

留学生の資格外活動と労働時間上限

「留学」の在留資格を持つ外国人は、本来、学業専念を 前提とした資格のため、就労はできません。ただし、「資 格外活動許可」を得ていれば、原則週28時間以内(長 期休暇中は1日8時間以内かつ週40時間以内)の範囲 で就労が可能です。なお、注意点は下記のとおりです。

- ・ 無許可での労働は不法就労に該当
- ・ 許可があっても原則週28時間を超えると違法
- 風俗関連業務など一部分野は禁止

留学生をアルバイト等で採用する際は、在留カードの裏面に資格外活動許可が記載されているかを確認し、シフト時間が週28時間以内かどうかを管理することが非常に重要です。

特定技能1号・2号とは

2019年の入管法改正により、新たに創設されたのが特定技能1号・2号の在留資格です。これは深刻な人手不足が認められた分野において、一定の技能と日本語能力を持つ外国人労働者の受け入れを認める制度です。

【 特定技能 1 号の特徴 】

受け入れ可能な分野は介護、外食、建設、農業、宿泊など 16 分野が定められています。在留期間は最大 5 年 (更新制)で、分野別試験に合格、もしくは技能実習 2 号を修了した者が対象となります。なお、家族の帯同は原則として不可とされています。

【 特定技能 2 号の特徴 】

特定技能2号は「熟練した技能を持つ外国人に与えられる在留資格」です。受け入れ分野は当初建設、造船のみでしたが、2023年から人手不足が深刻な外食・宿泊・自動車整備・ビルクリーニングなど11分野に拡大されました。1号との違いは在留期間に上限がなく更新可能であり、永住資格の取得や家族の帯同が認められている点などがあります。

外国人を雇用したいときは

外国人雇用についての相談先は以下のものがあります。

- ① 行政書士→就労ビザ取得の相談対応、書類作成代行
- ② 登録支援機関→特定技能の受け入れ時の生活支援・ 入国後フォローなどの義務的支援
- ③ 社会保険労務士→雇用契約書や雇用保険・社会保険 の手続き

ゆるストイック

佐藤 航陽(著)

単行本: 288 ページ

出版社:ダイヤモンド社

税込価格: 1,760円(税込)

はじめに

競争社会であった過去とも現在とも異なる、中間的な立ち位置に戸惑っている人も少なくないのではないでしょうか。

コロナ禍を経て、社会が静まり返ったとき、「がんばらなくていい」という言葉に救われたとしても、ただ緩やかに日々を過ごすだけでは、どこか満たされないという感覚があるのも事実です。本書は、そんな矛盾に向き合いながら、自分らしく静かに歩み続けるための考え方を提示しています。

極端な時代に挟まれたモヤモヤ

意識高い系の競争主義と、意識低い系の脱力主義という 二つの極端な価値観のあいだで揺れる現代。誰かと比較 されることに疲れ、「成長」や「成果」に疑問を感じつつ も、完全に立ち止まることにも不安だと感じることはあ りませんか? SNS や世間の空気の中で、「どちらかを選 ばなければならない」と思い込まされるのではなく、極 端に偏らない「真ん中の生き方」を考える意義があると 筆者は解説しています。

ゆるストイックという新しい選択肢

「ゆるストイック」とは、自分に対してはストイックに、他人に対しては寛容にという、一見矛盾するようでいて、 実はバランスの取れた生き方のことです。誰かと競争せず、自分のペースで努力を重ねる、その過程を他人に誇示することも、押し付けることもありません。

本書では、藤井聡太さんや大谷翔平選手などの生き方を 例に挙げながら、現代に必要なのは「強さ」ではなく「し なやかに続けられる力」だと語っています。静かに、淡々 と前に進むことこそ、これからの時代に求められる姿勢 なのかもしれません。

努力は報われる?その信念に潜む罠

「努力は必ず報われる」という信念は、私たちを支えて くれる一方で、結果が出ないときに自分や他人を責める 原因になることもあります。

本書では、努力・才能・運という三つの要素のバランスに注目し、「努力しても報われないことがある」という 現実を受け入れることの大切さを伝えています。結果を 求めすぎず、ただ日々やるべきことに集中する。そのよ うにして積み重ねた一歩一歩が、やがて自分らしい成果 へとつながるのです。

己を知り、没頭する力を育てる

自分に「配られたカード」を知ること。本書ではこの表現を使って、自己理解の重要性を説いています。他人の強みはよく見えても、自分の持ち味には気づきにくいものです。そのためには、試行錯誤を通じて、自分が何を心地よいと感じ、どんなことに自然と興味が向くのかを見つめる必要があります。また、何かに没頭する時間は、脳をリフレッシュさせ、心を整える役割も果たします。集中することで、SNSや周囲のノイズから距離を取り、本来の自分を取り戻すことができるのです。

不確実な未来に備える

本書の根底には、「未来は今の延長線上にはない」というメッセージがあります。社会や環境は常に変化しており、そこに柔軟に対応できる人が、生き残っていくのです。変化を受け入れ、その周辺に身を置くことで、新たなチャンスが生まれます。準備をしている人にとって、「予期せぬ出来事」は"運"として味方してくれるでしょう。変化の波に飲まれるのではなく、波に乗る準備をしておく、本書はそんな柔軟で力強い生き方を静かに後押ししてくれる一冊です。

当事務所からの お知らせ

労務管理や助成金などのご相談がござい ましたら、お気軽に当事務所までお問い 合わせください。

当事務所へのお問い合わせについて

今月のニュースレターはいかがでしたか? 来月も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

社会保険労務士法	社会保険労務士法人パートナーズメニュー			
代表社員(共同代表)	源田裕久 田巻訓一			
所在地	〒326-0814 栃木県足利市通3丁目2757 足利商工会議所1階			
営業時間	平日 9:00-18:00(土日祝日対応可)			
電話	0284-64-8735			
FAX	0284-64-8736			
メール	info@pmenu.onmicrosoft.com			

代表社員(共同代表)よりあいさつ

夏日があったかと思えば、肌寒さを感じる日もあり、体調管理に悩ましい季節になりました。大阪万博もオープニングの喧騒も収まり、マイナートラブルは続いているようですが、一大イベントなので、是非、行ってみたいと思います。さて、モームリが名を上げた退職代行ですが、弊社の顧問先さまでも数回、対応されたところがありました。本号でも取り上げておりますが、弁護士事務所がベースの業者でなければ、交渉事は出来ませんので、まずはバックボーン確認が大事になります。世間的には退職代行を使った退職については、否定的な意見が多数を占めるようですが、ある記事で「昔は黙って辞めた。退職の意思表示をお金を払ってするだけ、今の若者は素晴らしい」と書かれていたのを読んだ時、そういう見方もあるなぁと自身の狭い了見を恥じました。とは言え、やはり退職の意思を自ら伝えられない若者に若干、将来の不安を感じる自分もおります。いずれにしましても、もし、退職代行からの通知なりが来た場合には弊社にご連絡ください。迅速に対応させて頂きます。

日常で使える ストレスチェックシート

2025 年版チェックシート

日常的に労働者のストレスレベルを確認するためのチェックシートです。

チェック項目

No	チェック項目	YES	NO
1	衣服や頭髪の乱れ、ヒゲの剃り残しなどがないですか?		
2	最近遅刻が増えていないですか?		
3	最近ケアレスミスが増えていないですか?		
4	最近当日の欠勤連絡や急な早退が増えていないですか?		
5	体型の急激な変化はありましたか?		
6	最近勤務中に集中力が切れていることが増えていないですか?		
7	家庭の問題に悩んでいる様子が見られますか?		
8	借金など金銭的に悩んでいる様子が見られますか?		
9	無理に明るく振る舞っている様子が見られますか?		
10	周囲と馴染めていない様子が見られますか?		

FAX のご返送は 0284-64-8736 まで

貴社名	ご担当者名	
ご住所	E-mail	
TEL	ご要望を	
FAX	お書きください	